

令和2年度 放課後児童クラブ(岸本・溝口・八郷) 利用申込み

放課後児童クラブとは 就労などにより、放課後、家庭に保護者などがない児童に対し、適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図るためのものです。

利用資格 就労などにより、放課後、家庭に保護者などがない町内在住の小学生

	岸本放課後児童クラブ	溝口放課後児童クラブ	八郷放課後児童クラブ
開設場所	吉長(岸本小学校校内)	溝口(溝口小学校隣)	真野(旧あさひ保育所)
定員	80人	40人	25人
開所日時	○月～金曜日/放課後～18:30(学校給食がない日は弁当が必要) ○土曜日、長期休業中(春・夏・冬休み)/8:00～18:30(弁当が必要) ※日曜日、祝日、年末年始/閉所		
利用料	○月額 3,500円(おやつ代含む) 2人以上利用する場合、2人目以降は半額(1,750円) ○春・夏・冬休み中は利用日数×児童1人あたり200円(2人目以降は100円)を加算 例:8月に兄弟2人で15日間利用した場合 (月額3,500円+1,750円)+(加算額200円+100円)×15日=9,750円 ※別途、傷害保険料が必要		
活動内容	屋外遊戯、図画工作など		

※申込者が定員を上回る場合は、利用が必要な理由などにより利用調整する場合があります。

※二部放課後児童クラブ(たくしクラブ)の利用申込みは直接施設(TEL:080-1643-8134)にお問い合わせください。

問い合わせ先 福祉課 福祉支援室 TEL:0859-68-5534

申込方法

申請書類に必要事項を記入して、添付書類とあわせて提出

申込期間

10月23日(水)～11月18日(月)

申請書類の配布場所及び提出先

福祉課、分庁総合窓口課

11月は児童虐待防止推進月間です!

保護者や同居人による「子どもへの虐待」が深刻な問題になっています。このような現状のもと、児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護として、親が児童の「しつけ」に際しての体罰禁止、児童相談所の機能強化など、所要の措置を講じる「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が6月に公布されました。虐待による痛ましい被害や死亡事例をなくし、子どもの人権を守っていくためには、できるだけ早く虐待に気づき、対応につなげていくことが必要です。虐待は特別な家庭の問題ではありません。どの家庭でも起こりうる問題として、社会全体で虐待から子どもを守っていきましょう。虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合や、近隣の家庭の様子がおかしいと思ったときは、児童相談所または役場福祉課に相談・通告をお願いします。

児童虐待はつぎの4つに分類されます

①身体的虐待

- 殴る ● 蹴る ● たばこの火を押し付ける
- 戸外に締め出す など ※生命に危険が及ぶおそれもあります

②性的虐待

- 子どもへの性交、性的暴行
- ポルノ写真などの被写体にする など

③ネグレクト

- 適切な食事を与えない
- 極端に不潔な環境の中で生活させる
- 重大な病気やけがをしていても、病院に連れて行かない など
- ※保護者としての監護を著しく怠っていること

④心理的虐待

- ことばでこわがらせる、脅迫する
- 他のきょうだいと著しく差別的な扱いをする
- 子どもの前で配偶者などに暴力をふるう など

相談・通告に関する Q&A

Q. 誰が通告できるの(通告するの)?
A. 地域に住むみんなの義務です。

「児童虐待防止法」は、社会全体で子どもを守る仕組みを示した法律です。虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合の通告義務が定められています。

Q. 通告は匿名にしてもらえますか?
A. はい。通告した人の秘密は守られます。

通告は電話でも手紙でもかまいません。通告した人のプライバシーは法律によって保護されていますので、ご安心ください。また、通告された内容を調査した結果、虐待ではなかった場合でも、通告した人が責められる(罰せられる)ことはありません。

相談・通告窓口

- 福祉課 福祉支援室 TEL:0859-68-5534 ※夜間・休日にも担当者に取り次ぎます
- 米子児童相談所 TEL:0859-33-1471 〒683-0052 米子市博労町4丁目50
- 児童相談所全国共通ダイヤル TEL:189 ※管轄の児童相談所に転送されます。

問い合わせ先

福祉課 福祉支援室
TEL:0859-68-5534

令和2年度4月 保育所新規入所児童 申込受付

【入所できる児童】

児童の保護者(同居の親族及びその他の同居者を含む)のいずれもが仕事、病気、出産、病人の看護などのため、日中保育ができない家庭の児童

【保育所の概要・定員】

保育所名	定員	乳幼児受入年齢	区分	保育時間			
				月～金曜日		土曜日	
				通常保育	延長保育	通常保育	延長保育
ふたば保育所 68-2076	105人	1歳～	標準時間	7:30～18:30	18:30～19:00	7:30～18:30	—
			短時間	8:00～16:00	16:00～19:00	8:00～16:00	16:00～18:30
あさひ保育所 68-2078	45人	1歳～	標準時間	7:30～18:30	—	7:30～12:30	—
			短時間	8:00～16:00	16:00～18:30	—	—
こしき保育所 68-2122	140人	生後3ヶ月～	標準時間	7:30～18:30	18:30～19:00	7:30～18:30	—
			短時間	8:00～16:00	16:00～19:00	8:00～16:00	16:00～18:30
溝口保育所 62-1317	100人	生後3ヶ月～	標準時間	7:30～18:30	18:30～19:00	7:30～18:30	—
			短時間	8:00～16:00	16:00～19:00	8:00～16:00	16:00～18:30
二部保育所 62-7179	30人	1歳～	標準時間	7:30～18:30	—	7:30～12:30	—
			短時間	8:00～16:00	16:00～18:30	—	—
小規模保育所 こどもパル 39-8211	19人	生後3ヶ月～2歳児	標準時間	7:30～18:30	18:30～19:00	7:30～18:30	—
			短時間	8:00～16:00	16:00～19:00	8:00～16:00	16:00～18:30

・延長保育を利用される場合、別途延長保育料がかかります。

・乳児保育の対象者(0歳児)の保育時間については、月～金曜日は18:00まで、土曜日は12:30までです。

・定員は、継続児を含みます。

・申込者が定員を上回る場合は、保育が必要な理由などの優先順位を定め、利用調整を行う場合があります。

【保育料】 保護者の町民税所得割額などにより決定

【申込方法】 申請用紙に必要事項を記入の上、添付書類とあわせて福祉課へ提出(家庭状況の聞き取りをします)

【募集期間】 10月25日(金)～11月18日(月)

【申請用紙】 福祉課、分庁総合窓口課、各保育所で配布

【電子申請】 自宅のパソコンなどから申請することができます。

詳しくは、町ホームページ内「子育てワンストップサービス(電子申請)」をご覧ください。

申込み・問い合わせ先

福祉課 福祉支援室
TEL:0859-68-5534

伯耆町 子育てワンストップ

検索

